

## 訴訟内容確認通知

平成24年

管理番号 (マ) 第 1393 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。

※当センターが貴方に対して訴訟を起しているのではなく確認をさせていただいておりますので予めご了承ください。

このままご連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する口頭弁論期日呼出状送達後に出廷となります。

尚、そのまま出廷されない場合は執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされてしまう事があります。

最近個人情報悪用する業者が急増しておりますので万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 10:00~17:00 (土・日・祭日を除く)

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町1-1-28 日ノ丸ビル3F

(相談窓口)

## 国民被害対策相談センター